## 平成30年度 測量士試験 問題 午前 No23 (地図編集)

<H30-No23:地図編集:問題>

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第3項に定められた基盤地図情報は、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる情報であり、地理情報標準プロファイル(JPGIS)に準拠して作成されている。次のページの図23は、国土地理院が提供している基盤地図情報の応用スキーマの一部であり、次の文は、図23及びこれに基づいて作成されたデータについて

述べたものである。明らかに間違っているものはどれか。次の中から選べ。

- 1. 基盤地図情報地物として、点型地物は定義されていない。
- 2. 軌道の中心線のデータは、属性情報として文字列で入力されている名称を持つことができる。
- 3. 道路域のデータは、属性情報として数値で入力されている道路幅員を持つことができる。
- 4. 道路縁のデータを利用する際に、その道路が高架であるか区別することはできない。
- 5. 建築物のデータを利用する際に、その建物が無壁舎であるか区別することができる。

